

奈良県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

7		路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
生駒市高山町七 三二三番二先か ら 生駒市上町二四 九七番二先まで	生駒市高山町三 四一五番四先ま で		生駒市高山町八 二八八番一先か ら 生駒市高山町三 四一五番四先ま で	前 A	六・六 ） 一〇・五	七六七・〇	
後				後 B	一〇・八 ） 一三・一	七四八・〇	西光寺橋 L  一七・ 二m 西向橋 L  一七・ 五m